第4回

「共働事業提案制度検討部会」

会議次第

日時: 平成19年10月5日(金) 18時~20時

場所:福岡市役所 7階 演習室

- 1 開会
- 2 審議等

(1)報告書案について

資料

3 閉会

※参考資料

・報告書作成にあたっての論点確認事項

資 料

報告書

共働事業提案制度の導入について

(案)

平成19年10月

福岡市市民公益活動推進審議会共働事業提案制度検討部会

目 次

第1	共働事業提案制度創設の基本的な考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
1	公共サービスをめぐる現状と課題		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	共働事業提案制度の創設		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
3	制度創設に当たっての前提		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(·	1) 「共働」とは		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(2	2)「対等の関係」とは		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
((3) 「共働の相乗効果」とは		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(4	4)「NPO」という表現		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第2	制度内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
1	制度の目的		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
2	制度のフロー			•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
3	応募の手続			•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
(.	1) 応募資格		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
(2	2) 対象事業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
((3) 事業期間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
(4	4) 経費負担		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
({	5) 提案の提出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
4	審査・選考			•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
5	協定書の締結			•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
6	事業の実施			•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
7	評価			•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
8	情報公開等			•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
9	共働が想定される事業		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
第3	制度を効果的に運営するための環境整備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
1	共働促進アドバイザーの設置の検討		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
2	NPO と行政の意見交換会の実施			•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
3	共働の効果のPR			•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
4	庁内における共働の推進			•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
5	福岡市NPO・ボランティア交流センター	Γ	ある	す	み	h	L	の	活	用		•		9
第4	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
1	制度の検証			•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	O
2	事業の継続			•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0

第1 共働事業提案制度創設の基本的な考え方

1 公共サービスをめぐる現状と課題

今日における社会状況の変化により、少子高齢化などの社会問題や地域が 抱える課題がますます複雑化し、市民ニーズが多様化・高度化してきました。 これに対し、公正性や公平性を重視する行政だけでは、それらの市民ニーズ に応えたサービスを担うことは困難となっています。

一方、近年では、市民の社会参加・社会貢献の意欲が高まってきており、 自主的・自発的なNPO・ボランティア活動や地域自治活動などが活発となっています。

このような状況においては、市民が主体となって地域課題や社会問題の解決に向けて取り組み、独自のサービスを提供するとともに、受益者である市民も多様できめ細かいサービスを期待するという、市民が主役のまちづくりが求められています。

市民によるまちづくりにおいては、単独のセクターで取り組むだけではなく、様々なセクターが、それぞれの特性を活かして相互に協力しながら、共働で取り組むことで、社会的な課題を効果的に解決できると期待されています。

すなわち、これからの行政施策においては、市民公益活動団体をはじめ、 いろいろなセクターと行政が共働で取り組むことにより、市民が豊かさを実 感できる公共サービスを提供することが求められているといえます。

2 共働事業提案制度の創設

共働事業提案制度は、市民の新しい視点や発想を活かした提案のもとに、 企画の段階から提案団体と市が共働で事業を実施するものです。

これにより、それぞれが単独で実施するよりも、共働の相乗効果によって 多様できめの細かい市民サービスが提供できるとともに、市民公益活動団体 が公共の担い手として市民に認知されることによって、市民公益活動の活性 化が図られます。また、共働の成果を周知することにより、共働への理解や 職員の意識改革にもつながると考えます。

3 制度創設に当たっての前提

本検討部会では、次のような考え方を前提として制度の検討を行いました。

(1)「共働」とは

- 共働とは、相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と 力をあわせて、共に行動すること。(市民公益活動推進条例第2条参照)
- 共働のパートナー同士に必要な基本的なルール
 - ①相互理解の原則 ・・・お互いを十分知ることで信頼関係を築くこと
 - ②役割分担の原則 ・・・それぞれの特性を活かし話し合って役割と責任を分担し、明確にすること
 - ③目的の共有の原則・・・目的・課題を共有すること
 - ④対等な関係の原則・・・お互いの差異を超えて対等な関係を築くこと
 - ⑤自立の原則 ・・・それぞれが自立し主体的に活動すること (「市民公益活動応援ガイド」参照)

(2)「対等の関係」とは

提案団体と担当課が事業目的を共有し、その目的に対して対等の関係で締結した協定書に基づいて共に事業に取り組むこと。

(3) 共働の相乗効果とは

共働で行われることにより、単独で行われるよりも市民が多様できめ細かなサービスを受けることができること。また共働することにより、お互いを補完し、より効果的・効率的な事業実施が可能となること。

(4)「NPO」という表現について

市民公益活動団体などの民間非営利団体の総称として「NPO」が一般的に普及している表現であることから、本報告書においては、市民公益活動団体を「NPO」と表現するもの。

第2 制度内容

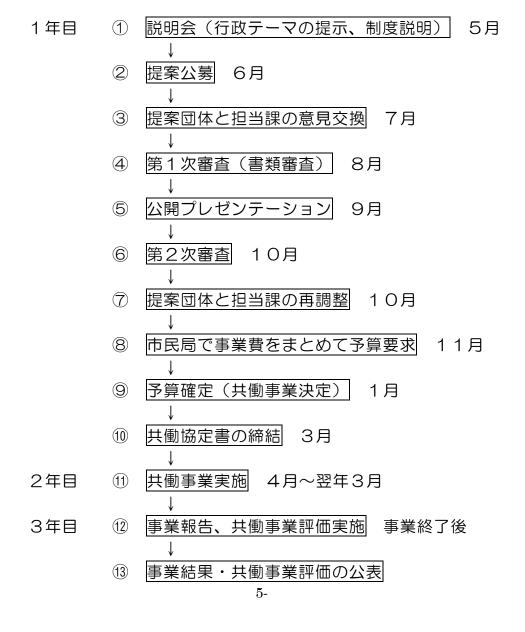
1 制度の目的

この制度は、市民の発想を活かした事業を募集し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮して、市民に対してきめの細かいサービスを提供することを目的とするものです。

2 制度のフロー

制度のおおまかな流れは以下のとおりです。

なお、この制度を効果的なものとするためには、提案団体と市ができるだけ早い段階から共働を始めることが必要であり、説明会の段階から制度の目的や共働について双方が理解することが望ましいと考えます。



3 応募の手続

(1) 応募資格

市民公益活動推進条例第13条(市民公益活動団体の特性の活用)を踏まえると、この制度の応募対象は市民公益活動団体とすることが望ましいと考えます。ただし、制度導入時は、円滑な運用という観点から、情報公開等を義務づけられているNPO法人が適当と考えます。

(2) 対象事業

市が課題と認識しているテーマについての事業で次の要件を備えた事業 とします。

- ・公益性が高い事業で、市と共働で取り組む必要性がある事業
- ・地域課題や社会的課題の解決に向け、NPOの特性を活かした新しい視点がある事業
- ・課題に対し、具体的な効果や成果が期待できる事業

提案の募集にあたっては、市が募集テーマを提示する方法と、募集テーマを特に定めず、提案団体が課題と認識しているテーマに基づき、自由に提案してもらう方法があります。将来的には両者の併用を想定しつつも、初年度は市が募集テーマを提示するのが適当と考えます。その場合、テーマの掘り起こしの方法として、NPOと行政の意見交換会の活用などが考えられます。

なお、団体からの自由提案を採用する際には、複数の所属にまたがる提案が出されることが予想されます。その場合は、必要に応じて市役所内に横断的なプロジェクトチームを設置する等の対応が必要です。

(3) 事業期間

この制度では単年度事業とします。

(4) 経費負担

提案団体と市が共有する目的(課題解決に基づく市民サービスの提供)に対して、対等の関係で実施する事業であることから、提案団体と市は応分の負担をするものとします。ここで、応分の負担とは、必ずしも同額・同様の負担ではなく、それぞれの特性にあった負担を分担することを指します。

市の負担としては経費負担のほか、情報提供、市施設の提供、広報、関係機関との連絡調整など、事業内容に応じた役割分担を引き受け、提案団体と一緒に事業を実施します。

市が負担する経費は、共働事業を実施するために必要な経費(提案団体の 人件費を含む。)について、市の負担割合を定めるなどにより、1事業当た りの負担限度額の範囲内で、必要と認める額を負担します。

また、提案団体の負担については、事業収入(協賛金、手数料等)がある場合は提案団体の収入とすることを認めるなど、団体の体力や規模を勘案し、その負担を軽減するための配慮を行うことが必要です。

(5) 提案の提出

1団体1提案とします。また、複数団体による共同提案も可能とします。 提出書類に当たっては、提案する共働事業の企画書のほか、団体の活動報 告書、規約、収支報告書などの提出を求めることになります。

4 審査・選考

提案の審査・選考の公正性を確保するため、有識者、一般公募、市職員などで構成される審査委員会が審査・選考を行う必要があります。審査の具体的な審査方法については、次のとおりです。

- ① 資格要件審查
- ② 提案団体と担当課の意見交換 提案団体と提案に関係する担当課が個別に意見交換を行い、提案団体 が必要に応じて提案の修正することができるようにします。
- ③ 第1次審査審査委員会が書類審査を行います。
- ④ 公開プレゼンテーション 第1次審査を通過した提案について、提案団体が審査委員に対し、提 案内容の公開プレゼンテーションを行います。その際、一般参加者との 質疑応答の場も設けることが適当です。

⑤ 第2次審査

第1次審査と公開プレゼンテーションの結果を踏まえ、審査委員会が 事業候補を決定し、市長に提言します。市長は提言を受け、事業を決定 します。

⑥ 審査の視点

「共働の必要性」「事業の有効性」といった視点から審査を行います。 それぞれの視点に基づく審査項目としては次のようなものが考えられま す。また、審査においては、アイデアの斬新性、行政では気づきにくい 視点が含まれているかなどの点も重視すべきと考えます。

視点	審查項目			
	課題の把握			
共働の必要性	事業効果			
	共働の有効性・役割分担			
事業の実現性	企画力・計画性			
	実現性・実施能力			
	モデル性			

5 協定書の締結

採択された共働事業については、事業目的、達成目標、役割・責任分担、 権利の帰属、個人情報保護や情報公開等を明確にするため、事業実施前に提 案団体と市で協定書を締結するものとします。

両者は事業目的を共有し、その目的に対して対等の関係で協定書を締結し協定書に基づいて事業を実施することが求められます。

6 事業の実施

共働事業を効果的なものとするためには、提案団体と担当課がコミュニケーションを十分に取りながら事業を進める必要があります。事業実施中は随時、チェックシートを用いるなどして、提案団体と担当課が共働の取り組み状況を確認しながら事業を進めていくことなどが求められます。

7 評価

効果的な共働により事業の成果を高めていくためには、事業の成果と共働のプロセスの両方の観点から各事業を客観的に評価し、その結果を共働事業の改善につなげていく必要があります。

事業終了後は、提案団体及び担当課に対して事業結果報告書及び共働評価報告書の提出を求め、それらをもとに、審査委員会が評価を行います。

8 情報公開等

公開プレゼンテーションを実施するとともに、審査や選考の結果、事業内容、事業報告や評価の結果などを随時ホームページで公開するなど、公開性・透明性を最大限確保することが必要です。

また、審査委員会による数回の審査や評価の実施により、公正性を確保する必要があります。

9 共働が想定される事業

公共サービスのより一層の向上を図るためには、市が実施する事業について、共働の視点に立って見直すことが求められます。特に、今後推進すべきNPOとの共働では、次のような事業においてNPOの特性を活かした高い効果が期待されると考えます。

- 多くの市民の参加を求める事業
- 市民ニーズにきめ細かく柔軟に対応する必要がある事業
- 地域の実情を踏まえて実施する必要がある事業
- 市民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
- 専門性が求められる事業
- 公的施設の企画・運営に関する事業
- これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業 など

第3 制度を効果的に運営するための環境整備

1 共働促進アドバイザーの設置の検討

提案団体と担当課が共働を進めるためには、お互いの特性を双方が理解した上で、対等の関係で意見交換や協議を行うことが重要です。そこで、共働事業の相乗効果を発揮できるよう、協定書の作成・締結や事業実施のサポートとして、共働促進アドバイザーを置くことが必要不可欠と考えます。なお、 共働促進アドバイザーの概要については以下のとおりです。

共働促進アドバイザーの導入により、提案団体と担当課が共働事業を効果的に実施することができるとともに、共働事業の進め方のノウハウを蓄積・共有していくことができ、今後の制度発展に向けての環境整備が進むものと考えます。

【共働促進アドバイザーの概要】

(1)アドバイザーの体制

- ① NPOに詳しく、行政との共働経験を有し、仲介・助言が可能な個人に 委嘱する(NPO中間支援団体等所属者など)
- ② 市職員も担当する(共働事業提案制度の担当課が行うが、将来は共働事業経験者などの職員登録制なども検討する)
- ③ アドバイザーは、定期的に勉強会を開催して、共働やサポートのあり方 等について協議し、チームでサポートを行う。

(2)アドバイザーの役割

- ① 制度の把握
 - 制度やテーマの説明会、公開プレゼンテーションに同席し、制度内容 や応募状況等を把握する。
- ② 採択事業の協定書締結のサポート
 - 事業決定後に、提案団体または担当課の要請に応じて、アドバイザーが個別に担当して、協定書作成に係る協議に立ち会い、適切な協定締結がされるよう仲介・助言を行う。
 - 共働の進め方の助言を行う。企画内容のコーディネートは行わない。
 - 行政が気づいていない課題やニーズなどを担当課に気づかせる役目を担う。また提案団体には、行政が規則や法令に基づいていることの理解を促す役目を担う。

- ③ 事業実施段階におけるサポート
 - 事業開始後、提案団体または担当課の要請に応じて、両者の協議等に 立ち会い、仲介・助言を行う。

(3)制度との関わり

- ① サポートを行った場合は、報告書を作成する。
- ② 評価の際、審査委員から求めに応じ、報告書や意見を提出する。
- ③ 制度検証時には、アドバイザーのあり方の検証も行う。

2 NPO と行政の意見交換会の実施

NPOと行政の共働を推進していくためには、お互いの考え方を知り、気軽に情報交換を行える関係づくりが重要です。そのためには、希望するNPOが自由に参加できる、行政との意見交換会を実施し、NPOと行政の間でテーマの発掘や課題の共有などを行うことが必要です。

なお、意見交換会は、提案公募に先立ち、適当回数実施することが求められます。

3 共働の効果のPR

共働への理解を広げるために、共働の効果を積極的にPRする必要があります。

4 庁内における共働の推進

市職員のアンケート調査結果では、NPOとの共働に取り組んだことのない部署や職員が多数存在していることから、制度導入を機に全庁的な共働の推進を図っていくためには、庁内の推進体制を構築することが求められます。

職員が無理なく共働に取り組むことのできる環境づくりとしては、共働に関する職員研修の実施、チェックシートやマニュアルの作成・活用などが考えられます。

また、市が提案団体に求める提出書類や支払いなどの手続きについては、 なるべく簡素なものとする必要があります。

5 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の活用

この制度を活用してNPOと市の共働を効果的に進めるためには、「あすみん」の交流の場としての機能を活かして、意見交換会や、職員とNPOを対象とした講座・研修、相談対応などを充実していくことが不可欠です。

第4 その他

1 制度の検証

この制度をよりよいものとしていくためには、適切な時期に制度内容の検証を行うことが望ましいと考えます。検証の時期としては、提案公募から事業採択・実施、事業評価までの一連のプロセスを経た、制度導入後3年目が適当と考えられます。

2 事業継続の仕組み

提案団体にとっては企画提案と事業実施に多大なエネルギーを要する一方、すぐには成果が見込めない事業も想定されます。したがって、採択された事業については、制度上では単年度実施であっても、複数年度の継続実施が可能となるような仕組みについて検討する必要があると考えます。また、その仕組みが実施される場合には、提案公募時にNPOに対して説明することが求められます。

なお、継続される事業については、事業及び共働の評価についても継続して行うべきと考えます。

資 料 編

1	福岡市職員のNPOとの共働に関する意識調査結果	1~4
2	福岡市市民公益活動推進条例	5~8
3	「共働事業提案制度検討部会」委員及び検討経過	9

1 福岡市職員の NPO との共働に関する意識調査結果 抜粋

調査目的:「NPO」や「共働」に関する職員の意識の現状を把握すること。

調査方法:全庁OAWeb Quest(Web 用アンケート収集プログラム自動生成システム) に

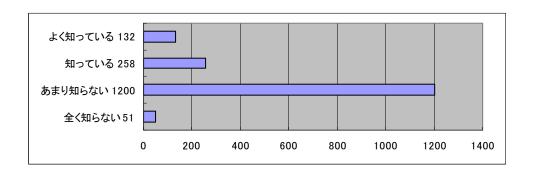
よる調査。

調査時期:平成19年7月17日(金)~7月31日(火)

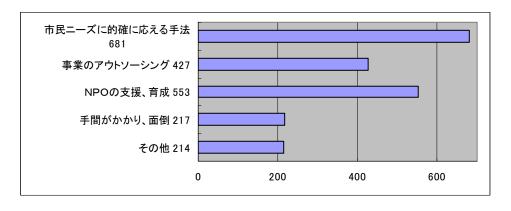
調查対象:福岡市職員(全員)

回答者数:1,641人

(1) NPOのことをどの程度知っていますか。



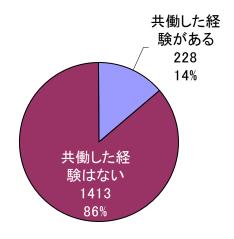
(2) 「共働」のイメージは、どのようなものですか。(複数回答可)



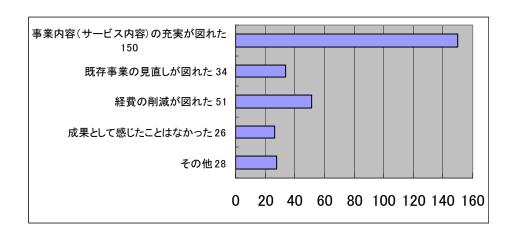
その他として、次のような回答があった。

- ・新しい形の行政展開
- ・複数の主体の長所を生かせる手法
- ・行政と市民、企業の同一方向に向かう推進力

(3) NPOと共働した経験はありますか。



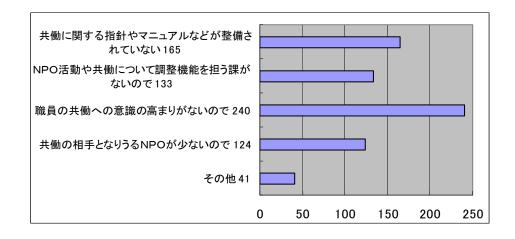
(4) NPOとの共働で、成果は何ですか。(複数回答可)



その他として、次のような回答があった。

- ・動きだしたらスピーディである。そのような意味でも役所の苦手な部分を補完 してくれると思う。
- ・特定の目的のために設置されているNPOのノウハウやネットワークは行政に とって活用すべき価値の高い資源である。
- ・ネットワークを広げるスピードが速く、自由にタイアップ先を選ぶ等、思考の 柔軟さがある。
- ・細かいところまで手が行き届いた。
- ・人的なネットワークが広がり、その後の他分野の仕事においても役に立った。
- ・事業に関して市民との一体感が生まれた。
- ・行政が NPO と地域住民との橋渡しとなることで、NPO と地域との共働がはじまったこと。

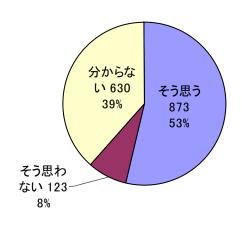
(5) NPOとの共働が進んでいないと思う理由は何ですか。(複数回答可)



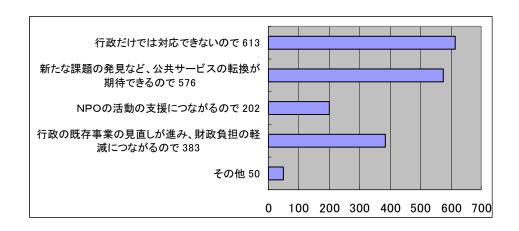
その他として、次のような回答があった。

- ・NPOとの共働事例等の情報が入ってこない。
- ・NPO の存在や活動内容等に関する情報不足
- ・何を基準に評価したらよいかわからない。また、NPOと行政の共働に関する 情報が希薄である(積極的な発信がなされていない)。
- ・NPO組織が十分な能力を有していない。プロのNPOを育成すべきでる。
- ・共働したことによる結果を優先的に受け入れる他の部署の体制が全く出来てない。 ジョン・共働したことによる結果を優先的に受け入れる他の部署の体制が全く出来てない。 ジョン・共働したことによる結果を優先的に受け入れる他の部署の体制が全く出来てない。
- ・一部の者だけであり、職員への積極参加に対する組織としての支援体制が十分ではない。
- ・職員がNPOとの共働について理解していない。

(6) 公共サービスにおいて、NPOとの共働の必要性を感じますか。



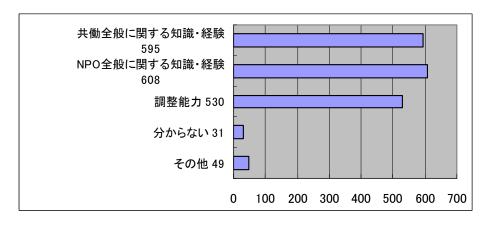
(7) NPOとの共働の必要性を感じる理由は何ですか。(複数回答可)



その他として、次のような回答があった。

- ・住民ニーズが幅広くなってきており、従来の行政のシステムでは対応できなく なってきているため
- ・市民の社会への参画が進むから
- ・行政だけの施策運営ではなく市民と一体となった事業運営が今後必要だと思う
- ・行政の縦割りの枠を超えて機能的に活動できるので
- ・行政の既存事業の見直し、NPO の得意な部分を活かすこと
- NPOは行政にはないやる気やノウハウを有していること

(8) NPO と行政の共働を進めるために、職員に求められるものは何ですか。 (複数選択可)



その他として、次のような回答があった。

- ・課題解決に対する意欲や前例にとらわれない柔軟な発想
- ・とりあえず試しにやってみるということに対する上司・同僚の意識改革
- ・対等な立場で、役所の考えを押し付けないこと
- ・アウトソーシングではなく、市民ニーズに応え事業の発展と捉える視点

2 福岡市市民公益活動推進条例

(目的)

- 第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき,自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動(次に掲げるものを除く。)であって,公益の増進に寄与するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する 公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。) 若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれ らに反対するもの
 - (2) 市民公益活動団体 自治組織, NPO, ボランティア団体その他の団体 であって, 主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。
 - (3) 自治組織 町内会,自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者 の地縁に基づいて形成された団体をいう。
 - (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を 行う個人をいう。
 - (5) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校, 専修学校 及び各種学校をいう。
 - (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
 - (7) 自治都市・福岡 すべての市民が,自らが暮らす地域の身近な問題について,自らができることを考え,主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民公益活動の活性化は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及 び市が、次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。
 - (1) 必要な情報を相互に提供し、共有すること。
 - (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
 - (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。

(4) それぞれの活動に相互に参加し、若しくは参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、当該地域社会に対して 自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を 深め、これに主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

- 第5条 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的にその活動を行 うよう努めるものとする。
- 2 市民公益活動団体は、自らが行う活動について、市民の理解と協力が広く 得られるようにするとともに、その公正性及び透明性の確保に努めるものと する。
- 3 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働 を積極的に図るよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。
 - (1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。
 - (2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動に おいて、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第8条 市は,第3条に規定する基本理念にのっとり,市民公益活動の活性化 のために必要な施策を策定し,及び実施しなければならない。
- 2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。
- 3 市は,第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう,職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び 連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、 情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、 学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算 の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第 14 条 市長の附属機関として,福岡市市民公益活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
 - (2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。 (組織及び委員)
- 第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

- 第 17 条 審議会に会長を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名 する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

3 「共働事業提案制度検討部会」委員及び検討経過

(1) 委員(敬称略、五十音順)

委員 加留部 貴行 NPO・ボランティア関係者

(日本ボランティアコーディネーター協会副代表理事)

委員 白川 詔子 福岡市(市民局コミュニティ推進部長)

委員 十時 裕 地域活動アドバイザー

(アーバンデザインコンサルタント)

委員 森美知子 福岡県(福岡県 NPO・ボランティアセンター長)

部会長 森田 昌嗣 学識経験者(九州大学大学院芸術工学研究院教授)

副部会長 山崎 好裕 学識研究者(福岡大学大学院経済学研究科教授)

委員 吉田 順子 NPO・ボランティア関係者

(特定非営利活動法人環境みらい塾理事長)

(2) 検討経過

- ◇ 第1回/平成19年7月2日(月) 10:00~12:00
 - ・福岡市のNPO 状況、他自治体の制度、福岡市補助金審査委員会提 言について事務局より説明
 - ・制度のイメージ及び検討項目について審議
- ◇ 第2回/平成19年8月17日(金) 14:00~17:00
 - ・福岡市職員の NPO との共働に関する意識調査結果について事務局より説明
 - ・制度について検討・審議
- ◇ 第3回/平成19年9月7日(金) 10:00~12:00
 - ・報告書骨子(案)について審議
- ◇ 第4回/平成19年10月5日(金) 18:00~20:00
 - ・報告書(案)について審議